

職員の給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成 24 年 10 月 17 日
島根県人事委員会

1. 報告・勧告のポイント ～月例給は引上げ、ボーナスは改定なし～

- ① 月例給の引上げ
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）の改定なし
- ③ 昇給・昇格制度の見直し

2. 職員給与と民間給与との比較

企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上の県内 113 民間事業所の個人別給与を实地調査（完了率 91.9%）

(1) 月例給

①職種別民間給与実態調査の結果

平成 23 年 4 月 民間給与 (A)	平成 24 年 4 月 民間給与 (B)	差 B-A (B-A)/A×100
370,429 円	373,320 円	2,891 円 (0.78%)

②公民較差 ～役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比し、精密に比較（ラスパイレス方式）～

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 A-B (A-B)/B×100
373,320 円	369,057 円	4,263 円 (1.16%)
行政職の平均年齢 44.5 歳		

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給（ボーナス） ～民間の昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間の支給実績と比較～

民間の特別給 (A)	職員の期末・勤勉手当 (B)	差 (A-B)
3.69 月分	3.70 月	△0.01 月分

※民間の特別給は昨年（3.68 月分）と比べて 0.01 月分増加

3. 勧告の内容

(1) 月例給 【県内民間給与水準と均衡するよう改定】

○給料月額引上げ

(給料表)

- ・現行の国の俸給表に定める俸給月額に 100 分の 99.82（現行は 100 分の 98.37）を乗じた給料表とする。
- ・なお、医療職給料表(1)（医師・歯科医師）については、国の俸給表に準じているため、据置き。

【行政職の平均改定額・改定率】

内 訳	区 分	行政職	
		改定額	改定率
給	料	4,220 円	1.14%
諸	手 当	32 円	0.01%
合	計	4,252 円	1.15%
現 行 給 与 月 額		369,057 円	
勧 告 後 の 給 与 月 額		373,309 円	

(2) 期末手当・勤勉手当

○期末手当・勤勉手当の支給月数（3.70 月）が、県内民間の特別給の支給割合（3.69 月分）とおおむね均衡していることから、改定を行わない。

(3) 昇給・昇格制度の改正

- ・昇給制度について、国の改正に準拠して、55 歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては 57 歳）以上の職員は、良好の勤務成績では昇給しないこととし（現行は 2 号給の昇給）、特に良好の場合には 1 号給（現行は 3 号給）、極めて良好の場合には 2 号給以上（現行は 4 号給以上）に、それぞれ抑制
- ・昇格制度について、国の改正に準拠して、最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額の増加額を縮減

(4) 実施時期

- 給料表の改定は平成 24 年 4 月 1 日から実施
- 昇給制度の改正は国が昇給制度の改正を実施する日以後の 1 月 1 日から実施
- 昇格制度の改正は国が昇格制度の改正を実施する日以後の 4 月 1 日から実施

4. 報告事項

○人事管理上の課題

①人材の確保

- ・多様な有為の人材を確保するため、引き続き採用試験制度を改善
- ・効果的な情報発信による受験者確保の取組を推進

②人材の育成

- ・「島根県人材育成基本方針」に基づく人材育成の取組を推進
- ・特定分野に精通した職員及び専門的知識・技術を有した職員の育成

③能力・実績に基づく人事管理

- ・評価結果を処遇に反映しうる実効性のある人事評価制度の確立

④女性職員の能力発揮のための環境づくり

- ・キャリア形成や働きやすい環境整備への取組
- ・県の施策・方針決定過程への参画を促進

⑤ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・管理監督者による職員に対する啓発、制度の説明、休業等の取得期間中の業務継続体制の確保
- ・職場全体での、育児・介護のための休暇・休業制度が取得しやすい環境づくり

⑥時間外勤務の縮減

- ・管理監督者の効率的な業務運営を行うための環境整備と、職員一人一人の効率的な業務遂行
- ・学校現場の特殊性を踏まえた実効性のある教育職員の時間外縮減対策への取組

⑦メンタルヘルス対策

- ・管理監督者を中心とした職場ぐるみの協力・助け合う職場環境づくり
- ・予防・早期発見から休職者の職場復帰・再発防止まで実効性のある対策への取組

○公務員制度等に係る課題

①高齢期の雇用問題

- ・定年退職後の再任用の義務化は、平成 25 年度の定年退職者から発生する喫緊の課題
- ・本県における具体的な対応策の検討及び地方公務員法の改正等を踏まえた条例改正等の手続きが必要

②公務員制度改革（公務員の労働基本権）

- ・地方公務員制度の基本的枠組みに大きく影響を与えるものであり、引き続き国の動向等を注視

③退職手当の見直し

- ・今般の国家公務員の退職手当制度に準じて、必要な措置を講ずる必要

【参 考】

職員の平均給与月額及び平均年間給与額

(行政職 平均年齢 44.1 歳)

	現 行	勸 告 後	比 較
平均給与月額	364,640 円	368,853 円	4,213 円
平均年間給与額	5,773,562 円	5,841,106 円	67,544 円

(注) 1 本年度の新規学卒の採用者を含む額であり、民間給与との比較に用いた額とは一致しない。

2 年間給与は、給与月額の12箇月分及び期末・勤勉手当を合算したものである。